

法案の必要性と検討の背景

法案の必要性

海外から我が国に導入される生物のうち一部のものは、本来我が国に生息・生育する生物とその性質を異にすることに起因して、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせている。また、新たな輸入を通じて同様の問題を生ずる可能性が否定できない。

このため、このような外来の生物に係る問題への対処が必要である。

検討の背景

